

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程の一部を改正する規程（案）

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程（平成24年12月21日議会運営委員会決定）の一部を次のように改正する。

第7条第2号を次のように改める。

「議会広報紙は、定例会の終了後1カ月以内に発行する。ただし、議会日程、行事その他の事情により、これによりがたいときは、委員長が会議に諮って定めた日までに発行する。」
同条に次の1号を加える。

「(3)委員会が必要と認めるときは、臨時に議会広報紙を発行することができる。」

附 則

この規程は、平成28年3月18日から施行する。

(参考)

○飯田市議会が行う広報広聴に関する規程

平成25年3月22日
議会規程第1号

(第6条以上略)

(議会広報紙の名称及び発行)

第7条 第3条第1号の規定により行う議会広報紙の発行は次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙の名称は、飯田市議会だよりとする。
- (2) 議会広報紙は、毎定例会の終了後1カ月以内に発行する。ただし、必要に応じて臨時号を発行することができる。

(第8条以下略)